

長久手市障がい者等配食サービス事業者登録事務取扱要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、長久手市障がい者等配食サービス事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に定める配食サービス事業（以下「配食サービス」という。）の実施に際し、配食サービスを実施する事業者（以下「事業者」という。）の登録について、必要な事項を定めるものとする。

第2章 基本方針

(基本方針)

第2条 事業者は、食事の配送及び安否の確認を行うことにより、配食サービスの利用者が可能な限り、居宅等において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うものでなければならない。

2 事業者は、長久手市暴力団排除条例（平成24年長久手市条例第27号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者であってはならない。

(申請者)

第3条 事業者の登録を受けることができる者は、原則として愛知県に事業所を有する法人とする。ただし、法人格を有さない団体であっても、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす場合には、法人に準じて取り扱うものとする。

- (1) 代表者が定められていること。
- (2) 組織の運営について規約、会則等を有し、責任関係が定められていること。
- (3) 団体の行う事業に対し適正な経理が行われていること。
- (4) 保健・福祉事業について相当の実績を有していること。

(登録)

第4条 事業者の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記

載した長久手市障がい者等配食サービス事業者登録申請書（様式第1号）を、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業所の名称、所在地、連絡先及び休業日
- (2) 申請者の住所及び氏名（法人の場合は、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (3) 配食サービス事業の開始の予定年月日
- (4) 事業所の管理者の氏名
- (5) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- (6) 従業者の勤務の体制及び勤務形態
- (7) 配食サービスの実施地域
- (8) 宅配及び安否確認に係る料金
- (9) 宅配の方法
- (10) 事故発生時等の対応方法

2 市長は、第2条の規定に適合すると認められるときは、長久手市障がい者等配食サービス事業者登録通知書（様式第2号）により、当該申請者にその旨を通知するものとする。

3 市長は、第2条の規定に適合しないと認められるときは、相当の期間を定めて申請の補正を求め、又は理由を付して申請を却下するものとし、申請を却下する場合は、長久手市障がい者等配食サービス事業者登録申請却下通知書（様式第3号）により、当該申請者にその旨を通知するものとする。

（変更の届出等）

第5条 事業者は、第4条第1項各号に定める事項に変更があったとき、又は当該配食サービス事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、速やかにその旨を長久手市障がい者等配食サービス事業者登録事項変更届出書（様式第4号）又は長久手市障がい者等配食サービス事業者事業廃止（休止・再開）届出書（様式第5号）により、市長に届け出なければならない。

（登録の取消し）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該登録

事業者に係る登録を取り消すことができる。

- (1) 事業者が、第2条、第3条及び第17条の規定に適合しないと認められるとき。
- (2) 実施要綱第12条に規定する費用の請求に関し、不正があったとき。
- (3) 事業者が、不正等の手段により第4条第2項の規定に基づく登録を受けたとき。
- (4) 1年以上配食サービスを実施しなかったとき。

第3章 人員に関する基準

(人員の基準)

第7条 事業者は、配食サービスを円滑に実施するために必要な人員を配置しなければならない。

- 2 前項の人員は、事業の実施上支障がない場合には、他の職務と兼務できるほか、常勤・非常勤の別を問わない。

(管理者)

第8条 事業者は、登録を受ける事業所ごとに、配食サービスに係る管理者を置かなければならない。

第4章 設備等に関する基準

(設備等)

第9条 事業者は、調理施設を有しなければならない。

- 2 事業者は、登録を受ける事業所ごとに食品衛生法(昭和22年法律第233号)に定める営業許可を受けなければならない。
- 3 事業者は、食品衛生関係法令及び保健所の指導を遵守し、調理施設の衛生管理に努めなければならない。

第5章 運営に関する基準

(内容及び手続きの説明及び同意)

第10条 事業者は、配食サービスの提供開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族等に対し、第20条に規定する運営規程の概要、献立内容、料金等利用申込者の選択に資すると認められる重要事項について、説明を行い、利用申込者の同意を得るとと

もに、契約書を取り交わさなければならない。

(提供拒否の禁止)

第11条 事業者は、配食サービスの実施地域を越えるとき、特殊な献立等の要望があったとき、サービス提供体制がとれないとき、その他正当な理由なしに、配食サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第12条 事業者は、自ら配食サービスを提供することが困難な場合においては、適当な他の事業者を紹介するなど必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第13条 事業者は、配食サービスの提供を求められた場合においては、その者の提示する長久手市障がい者等配食サービス事業利用(変更)決定通知書等によって、配食サービスの適用対象者であるかどうかを確認しなければならない。

(相談支援事業者との連携)

第14条 事業者は、配食サービスを提供するにあたり、利用者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第18項の規定に基づく相談支援を受けている場合にあつては、当該サービスを提供している相談支援事業者に配食サービス利用の情報提供をするなど、密接な連携に努めなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第15条 事業者は、配食サービスの提供時等利用者宅を訪問する場合には、身分を証する書類を携行させ、利用者又はその家族等から求められたときは、これを提示しなければならない。

(配食サービスの提供等の記録)

第16条 事業者は、配食サービスの提供に際し、事前に緊急時の連絡先等を記載した長久手市障がい者等配食サービス事業利用者台帳(第6号様式)を整備するとともに、配食サービスの提供日及

び内容、配食時の利用者の様子等を長久手市障がい者等配食サービス事業提供記録票書類(第7号様式)に記載しなければならない。
(サービスの具体的取扱い方針)

第17条 事業者は、次の各号に掲げる項目のすべてを満たさなければならない。

- (1) 原則として、調理後おおむね4時間以内にすべての配食を終えること。
- (2) 配食する食事については、栄養面、衛生面及び安全面に十分配慮すること。
- (3) 食事の受け渡しに当たっては、利用者に対し直接手渡しを行い、利用者の様子を確認するなど、利用者の安否確認を行うこと。
- (4) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)始め食品衛生関係法令及び保健所の指導を遵守し、事故のない食品の衛生管理体制を整えること。
- (5) 交通事故等により、食事の配送が滞ることがないように体制を整えること。
- (6) 配食サービスの提供は、特定個人のみには偏ることなく、複数の利用者に対して行うこと。
- (7) 配食サービスの提供にあたっては、極力ゴミ発生の抑制に努めること。

(緊急時の対応)

第18条 事業者は、安否確認時等に利用者の心身の状態に異常があると判断した場合、速やかに関係機関に連絡をする等必要な処置を講じるとともに、あらかじめ利用者等の指定する緊急時連絡先に連絡をしなければならない。

(管理者の責務)

第19条 管理者は、業務及び従事者の管理を一元的に行わなければならない。

2 管理者は、従事者にこの基準を遵守させるため必要な指揮命令

を行うものとする。

(運営規程)

第20条 事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- (1) 配食サービスの実施目的及び運営の方針
- (2) 従業員の員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 食事の内容、料金、利用料その他の費用の額
- (5) 通常のサービスの実施区域
- (6) その他運営に関する重要事項

(掲示)

第21条 事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他利用申込者の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第22条 事業者の従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 事業者は、従業員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(広告)

第23条 事業者は、配食サービスにかかる広告をする場合には、その内容が虚偽又は誇大なもの若しくは誤解を与えるものであってはならない。

(苦情処理)

第24条 事業者は、実施した配食サービスに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、実施した配食サービスに関し、本市が行う文書その

他の物件の提出若しくは提示の求め又は本市の職員からの質問若しくは照会に応じ、若しくは利用者及び家族からの苦情に関して本市が行う調査に協力するとともに、本市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(事故発生時の対応)

第25条 事業者は、配食サービスの実施により事故が発生した場合は、本市及び当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、利用者に対する配食サービスの実施により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(記録の整備)

第26条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 事業者は、利用者に対する事業の実施に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、平成31年1月4日から施行する。